

大井川右岸土地改良区 総代選挙について

平成30年8月17日に任期満了となります大井川右岸土地改良区の総代選挙を、次のとおり執行することとなりましたのでお知らせいたします。

- 1 選挙期日（投票日） 平成30年8月7日（火）
- 2 投票時間 午前9時00分から午後3時00分まで
- 3 選挙期日の告示日 平成30年7月31日（火）

◎総代の任期と選挙権

総代の任期は4年（平成30年8月18日から平成34年8月17日）です。

選挙権は、当土地改良区の地域内にある土地につき、土地改良法第3条の土地改良事業に参加する資格を有する人にあります。

◎被選挙権（立候補できる人）

組合員で、年齢満25歳以上（平成5年8月8日までの出席者）の者（成年後見人、被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられ執行中の者を除く）及び法人である組合員にあります。

◎投票できる人

①選挙人名簿に登録されている土地改良区の組合員が投票することができます。

ただし、選挙人名簿に登録されていても、投票当日、組合員の資格を失っている人は投票できません。

②選挙人が未成年者又は成年被後見人である場合は、本人は投票することができません。

この場合、法定代理人又は成年後見人が投票することになります。なお、未成年者が婚姻により成年とみなされる場合は、本人自ら投票できます。

③選挙人が法人である場合、法人が指定する人が投票することになります。

④上記②、③の場合、選挙人以外の方が投票する際は、その権限を有する書面（法定代理人又は成年後見人であることを証する戸籍抄本、戸籍記載事項証明書及び法人名で指定者である事実を記載してあるもの）を選挙長に提出してください。

※なお、この総代選挙では期日前投票、不在者投票、代理投票、点字投票は認められておりません。

◎選挙の期日及び名簿の調製

選挙人名簿については、任期満了日の50日前（6月28日）現在で土地改良区において選挙人名簿を調製します。

◎選挙区等

選挙人の選挙区の所属は、その土地の所在地によることになっております。従って選挙人名簿にその土地の所在地（その土地が2つ以上の選挙区にあるときは、選挙人あるいは土地改良区が指定した土地）を記載することになります。

◎選挙人名簿の登録と縦覧

一般選挙と同じく、選挙人名簿に登録されていないと投票はできません。選挙人名簿を7月3日から7月7日までの5日間、各市選挙管理委員会において名簿を縦覧しますので、組合員は自分の氏名が登録されているかどうかをお確かめください。

◎異議の申出と名簿の確定

名簿に登録される資格のある方が登録されていない時は、7月3日から7月7日までの期間内に土地改良区理事に対して異議の申出を行い、その申出が正当と決定した時は、名簿を修正することになっております。選挙人名簿は8月1日に確定します。

◎立候補届

総代の候補者になろうとする者は、選挙の期日の告示があった日、7月31日から8月1日までの2日間に、午前8時30分から午後5時00分までに文書で選挙長に届出することになります。

◎総代の定数を超えない時

届出のあった候補者の数が、選挙すべき総代の数を超えない時は、投票は行いません。この場合、選挙長は投票を行わない旨を告示し、選挙から5日以内に選挙会を開いて当選人を定めることになります。

◎選挙運動

選挙運動については、別に制限はなく自由であります。ただ買収等により投票したりすると、旧刑法により軽禁錮又は罰金に処せられることになります。

※選挙についてのお問い合わせは、下記までをお願いいたします。

大井川右岸土地改良区	電話	0537-35-2413
菊川市選挙管理委員会	電話	0537-35-0921